

市・県民税均等割税額の改正について

地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するための臨時的措置として、平成26年度から平成35年度までの10年間、市民税と県民税の均等割税額にそれぞれ500円を加算します。

	平成25年度まで	平成26年度から 平成35年度まで
市民税	3,000円	3,500円
県民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」によるものです。

公的年金からの特別徴収(天引き)制度について

対象 平成26年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある人。ただし、介護保険料が年金から天引きされていない人や特別徴収される住民税額が老齢基礎年金などの額を超える人は対象となりません。

(例)収入が公的年金のみの場合

▼初年度(平成26年度年税額が6万円)は…

月	納税通知書で納める 普通徴収		年金から天引き 特別徴収(本徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

※6月・8月は、年税額の1/4ずつをこれまでどおり納税通知書で納付します。10月・12月・翌2月は、年税額の1/6ずつを特別徴収(本徴収)します。

▼2年目(平成27年度年税額が9万円)以降は…

年金から天引き					
特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円
前年度2月と同額			年税額の残りの1/3ずつ		

※4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を特別徴収(仮徴収)し、10月・12月・翌2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた税額の1/3ずつを特別徴収(本徴収)します。

平成26年度住民税決定証明書、所得証明書、非課税証明書の発行について

平成26年度の住民税決定証明書などの各種証明書は、6月6日(金)から取得することができます。なお、住民税が給与から天引きされている人に限り、それ以前でも取得することができます。

※ただし、不動産所得などの給与以外の所得があり、納税通知書で納める住民税がある人は、6月6日(金)からとなります。

公的年金収入が400万円以下の人へ ～扶養控除などの申告はお済みですか～

公的年金収入が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合など、所得税の確定申告をする必要がない場合でも、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などについて、住民税の申告をすることで税額を低く抑えることができる場合があります(確定申告がお済みの人は、住民税の申告を重ねてする必要はありません)。

また、住民税は申告する人が障がい者、寡婦(夫)、未成年の場合は、合計所得が125万円以下であれば非課税になります。

※申告に必要な書類などの詳細については、税務課にお問い合わせください。

平成26年度 市・県民税について

市・県民税(住民税)は、平成26年1月1日現在で市内在住の人に、前年中の所得を基に計算し、課税しています。平成26年度市・県民税納税通知書については、6月6日(金)に発送します。

納期限内の納付について、ご協力をお願いします。

問合せ 税務課 ☎(43) 1111 内線 133・FAX(43) 1125

叙勲受章

おめでとうございます



【瑞宝小綬章】

小山 功一氏(北3)

氏は、財務省印刷局に入庁後、印刷課長、資材課長、彦根工場長を歴任されるなど、長年にわたり日本銀行券や政府刊行物の製造、印刷にご尽力されました。



【瑞宝小綬章】

武井 宣氏(香日向2)

氏は、旧郵政省に入庁後、関東郵政局貯金部を経て、桐生郵便局長、草加郵便局長を歴任されるなど、長年にわたり郵政事業の発展にご尽力されました。



【瑞宝双光章】

青木 禧和氏(中4)

氏は、警視庁の本部・警察署において生活安全・警備・通信指令本部などの職務に従事され、長年にわたり首都の治安維持にご尽力されました。



【瑞宝単光章】

藤田 義忠氏(南3)

氏は、日本国有鉄道東京鉄道管理局に入社後、池袋駅副駅長、大宮車掌区長、柏駅駅長を歴任するなど、長年にわたり鉄道事業の発展にご尽力されました。



【瑞宝単光章】

山口 林三郎氏(平須賀)

氏は、幸手市消防団第6分団に入団後、分団長、副団長、団長を歴任されるなど、長年にわたり市民の安全・安心の確保にご尽力されました。

～人権それは愛～

性別にとらわれない

個人が尊重される社会へ



みなさんは、マララ・ユスフザイさんをご存知でしょうか？

パキスタンにおいて「女性の教育権」を訴え、反政府勢力から銃撃を受け重傷を負ったにもかかわらず、今もなお滞在先の英国において命がけで教育を受ける権利と自由のために闘っている16歳の少女です。

今でも世界の国々では、女性の人権が侵害され、基本的人権すら保障されていない地域もあります。

日本においては、女性の人権や男女の平等を保障する法律などが整備されてきましたが、「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識は依然として残っています。

また、結婚・出産した女性の仕事と家庭生活との両立はいまだに難しく結果的に女性の社会進出が妨げられていることや、夫・パートナーからの暴力(DV)や職場でのセクシュアル・ハラスメント、性犯罪なども女性の人権を侵害する重大な問題です。

女性も男性も社会の対等な構成員として、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが性別にとらわれず、個人として尊重されることが大切です。